



野田市

Noda City

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業
第1回 事業者説明会**

平成27年12月22日

野田市保健福祉部介護保険課

本日の説明会の位置づけ

○今回の説明会は、主に次の説明を中心としています。

●対象

平成27年3月31日までに県による介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定（総合事業におけるみなし指定）を受けている事業者

●内容

総合事業移行前に、要支援1・2の認定を受けて、介護予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を利用している方が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）へ移行する場合の変更点や手続

※ 今回の説明は、すべて予定です。正式には今後公布する予定の実施要綱に基づき実施することをご理解ください。

※総合事業移行後に新たにサービスを利用する方の介護予防ケアマネジメント等の手続きについては、2月頃に開催予定の第2回（居宅介護支援事業者向け）説明会にてご説明いたします。

1 新しい総合事業の概要

野田市の高齢者

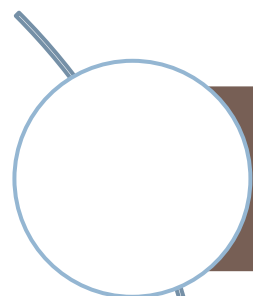
H27.11.1現在

- 総人口 155,349人
- 65歳以上 42,677人 27.5%
- 75歳以上 17,260人 11.1%
- 要介護・要支援認定者
6,664人 4.3%
- 要支援認定者 1,746人 1.1%

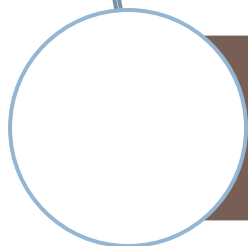
取組の方法と内容

- 総合事業の移行要件
- 総合事業の構成
- 総合事業のイメージ

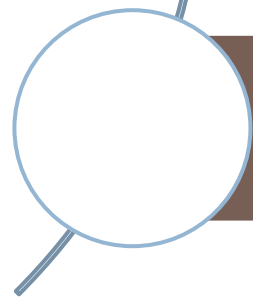
総合事業の移行要件



予算の確保



実施要綱の制定



サービスを利用できる状態

総合事業の構成

総合事業移行前

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付

訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与等

（要支援1～2）

介護予防訪問介護、
介護予防通所介護、
介護予防支援

介護予防事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業



総合事業移行後

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

介護予防・日常生活支援総合事業

（要支援1～2、基本チェックリストの判定に基づく事業対象者）

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

総合事業のイメージ

総合事業移行前

【介護予防給付】

- ・ 介護予防訪問介護
- ・ 介護予防通所介護
- ・ 介護予防支援

【介護予防事業】

- ・ 二次予防事業
- ・ 一次予防事業

総合事業移行後

現行サービス相当の事業

新たな担い手による事業

市民自らの取組による事業

地域資源の発掘による取組

取組の課題

- 手続の整理と周知
- 現行事業との役割分担
- 拡大する仕組づくり

手続の整理と周知

現行サービス相当事業の利用者と 新たな利用者の手続の整理と周知

- 当面は現行サービス相当の事業のみを移行
- 現行の介護予防給付サービス利用者の
総合事業への段階的移行
- 要支援認定と基本チェックリストの手続
- 事業者説明会の実施、利用者への周知

現行事業との役割分担

現行サービス相当事業と新たな担い手による事業のすみわけ（役割分担）

- 新たな担い手による事業は、例えば訪問型サービスの場合、簡易な生活支援を担当
- ボランティアポイント制度など現行制度を有効活用
- 新たな担い手による事業の開始時期は、現行サービス相当事業の需要と供給の動向を注視

拡大する仕組づくり

市民自らの取組による事業が拡大していく仕組づくり／現行の介護予防事業の再編

- 現行の介護予防事業を再編
⇒より効率的な事業を展開
- 市民自らが指導者となる簡易な内容のプログラムを検討
- 専門のトレーナーが市民の指導者を育成
- 市内各所（通いの場）を拡大

総合事業の移行スケジュール

No	事業概要	27年度	28年度
1	新総合事業への移行（準備）	12月議会 補正予算 規則・要 綱の制定 3月議会 当初予算 事業概要・契約手続の整理 基本チェックリストの活 用方法・マニュアルの作成 事業者 利用者 へ周知	3月1日 移行（サービスを利用できる状態） 新総合事業
2	現行サービス相当の事業	現在の利用者 新たな利用者	現行の介護予防給付の契約 新総合事業の契約締結（既存の利用者） 新総合事業の契約締結（新たな利用者）
3	新たな担い手による事業		新たな担い手による事業の検討・調整 事業の開始時期は、平成29年4月を目途とするが、現行サービス相当事業の需要と供給の動向を勘案しながら、検討する。
4	市民自らの取組による事業		市民自らの取組による事業の検討・調整 事業の開始時期は、平成29年4月にモデル事業の開始を目途とし、将来的に事業拡大に向けての仕組みづくりを行う。
5	介護予防事業の再編	介護予防事業の再編の検討（現行の介護予防事業を一部継続）	事業の開始時期は、平成29年4月にモデル事業の開始を目途とし、将来的に事業拡大に向けての仕組みづくりを行う。

2 総合事業移行のポイント

総合事業移行のポイント

- ◎平成28年3月1日から総合事業を開始。(3月実施分から移行)
- ◎これまで介護予防給付として実施していた介護予防訪問介護、介護予防通所介護を、同じ基準のまま総合事業に移行。
- ◎現行のサービス利用者のうち、認定更新となる方から順に毎月移行。1年かけて全部の移行対象者が総合事業に移行。
- ◎基準や単価(加算、負担割合等も含む)は、現行の介護予防給付と同じ。
- ◎契約書、重要事項説明書等の準備が必要。
- ◎請求は、これまで同様、国民健康保険団体連合会を通して行う。
(サービスコードが変わります)。
- ◎多様なサービスは、今後検討。

移行にあたり、変更されないもの

- 事業所の指定(みなし指定) ※新規事業所は後述。
- 事業者番号(県の指定番号と同一)
- 人員・設備・運営基準 ※記録保存年限は後述。
- 事業所の指定年限(みなし指定3年、平成30年4月以降は6年)
- サービスに係る単価・単位(月額包括単価適用)
- サービスに係る各種加算・減算
- 利用負担額(負担割合証に応じて負担)
- 請求方法 ※サービスコードについては後述。
- 支給限度額(要支援1・2の認定を受けている方)
※基本チェックリストによる事業対象者は後述。

移行にあたり、変更・新設されるもの

- 契約書、重要事項説明書等の準備が必要。
- 請求に関するサービスコード表が変わります。（詳細は後日野田市ホームページに掲載します。）
- 台帳等記録の保存年限を2年間から5年間に変更します。
（サービス費用の返還請求の消滅時効が5年であり、サービス完結の日から5年保存することが望ましいため。）

3 事業所のみなし指定

事業所のみなし指定について

- ◎ 平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、事業所の指定申請は不要です(みなし指定)。

	サービス名称	サービスコード (みなし指定)	参考: サービスコード (新規指定の場合)
訪問型	第一号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)	A1	A2
通所型	第一号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	A5	A6

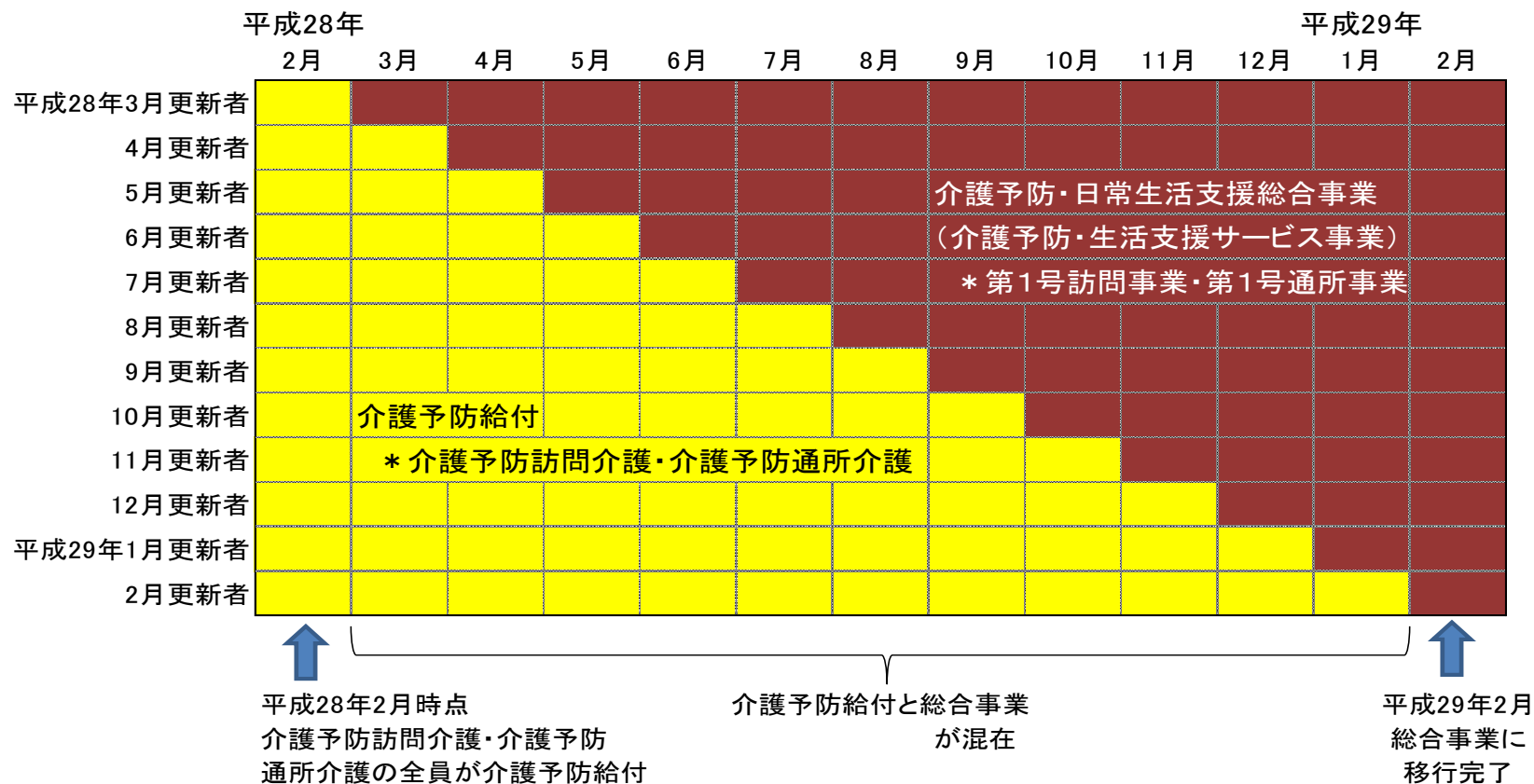
- * みなし指定の有効期間は3年です。平成30年4月1日以降も総合事業によるサービスの実施を希望する場合は、野田市に更新申請が必要です。(以下6年ごとに更新手続きが必要です。)
- * 平成27年4月1日以降に千葉県の指定を受けたため、「みなし指定」の対象となっていない事業所は、野田市に指定申請が必要です。(別途、個別にご相談させていただきます。)

4 具体的なスケジュール

移行に関するスケジュール①

◎ 介護予防給付から総合事業への移行イメージ

- * 平成 28年3月1日に認定更新となる方（2月29日で有効期限が切れる方）から、順次総合事業に移行します。
その後毎月、更新を迎えた方から総合事業に移行し、1年後には対象となる方全員が総合事業の利用者となります。
- * 平成28年3月から1年間は、ひとつの事業所内で同じサービスを受けていても、介護給付の利用者と総合事業での利用者が共存することが想定されます。）



移行に関するスケジュール②

- ◎ 認定更新となる方には、更新の2か月前に発送する「認定更新勧奨（更新申請のお知らせ）」に、総合事業への移行のお知らせ文書を同封し、ご案内します。

要支援認定 更新者	平成28年3月1日更新者	平成28年4月1日更新者	平成28年5月1日更新者
	平成28年2月29日 有効期間満了	平成28年3月31日 有効期間満了	平成28年4月30日 有効期間満了
更新勧奨通知発送	平成27年12月28日（予定）	平成28年1月30日（予定）	平成28年2月29日（予定）
更新手続き期間	平成28年2月29日まで	平成28年3月31日まで	平成28年4月28日まで

* 平成28年6月1日以降の更新も同様となります。

5 契約と請求

利用者との契約と重要事項説明書①

- 総合事業によるサービスの提供にあたっては、必ずこれまでの契約書や重要事項説明書を読み直し、文言を確認してください。

通常、現行の契約書等は、介護予防給付の説明となっており、総合事業のサービスに係るものであることが文面から読み取れないことが考えられます。

そのため、認定更新となる方から順に毎月移行する際に、改めて総合事業の重要事項説明書により説明を行い、同意が必要となります。

このため、変更点を記した文書を作成する方法でも問題ありませんが、必ず利用者に説明し、同意を得てください。

なお、契約書を締結している場合には、改めて契約を締結するか読み替え規定などを示した変更契約書を取り交わしておく必要があります。

利用者との契約と重要事項説明書②

- 総合事業への移行に伴い、契約書・重要事項説明書以外にも運営規程・定款等の文言の変更が必要となる場合があります。

(理由) 契約書等と同様、総合事業に係るサービスを実施することを明確にするため。

* 確認の際は、「介護予防給付」に限定した表現になっていないかご注意ください。

* 介護予防給付を総合事業に一律に書き換えるのではなく、併記が必要な場合もあります。

【変更例】

(1) サービスの種類

◎用語の例（必ずしも表の左右の用語を言い換えるとは限りません。）

介護(予防)給付における用語	総合事業(地域支援事業の枠組)での用語
介護予防訪問介護	第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
介護予防通所介護	第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)
介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント

(2) 対象者等 要支援1・2に、事業対象者を追加する場合もあります。

◎ 本日の資料に、契約書等の参考例を添付しましたが、契約書の書式を限定するものではありません。また、各事業所の作成内容について市は責任を負うことはできないため、それぞれの事業内容により、法令等を遵守して作成してください。

請求について

- 総合事業のサービス費(これまでの介護報酬)は、変わらず「月額包括単価」が適用されます。
- 請求は、これまで同様、国民健康保険団体連合会を通して行います。
- 介護予防訪問(通所)介護から総合事業の当該現行相当サービスに移行した場合は、初回加算の対象になりません。

請求内容	3月分から総合事業	4月分から総合事業	5月分から総合事業
対象者	平成28年3月1日更新者	平成28年4月1日更新者	平成28年5月1日更新者
	平成28年3月中に新たに総合事業を利用する方	平成28年4月中に新たに総合事業を利用する方	平成28年5月中に新たに総合事業を利用する方

* 平成28年6月1日以降の更新も同様となります。

届出について

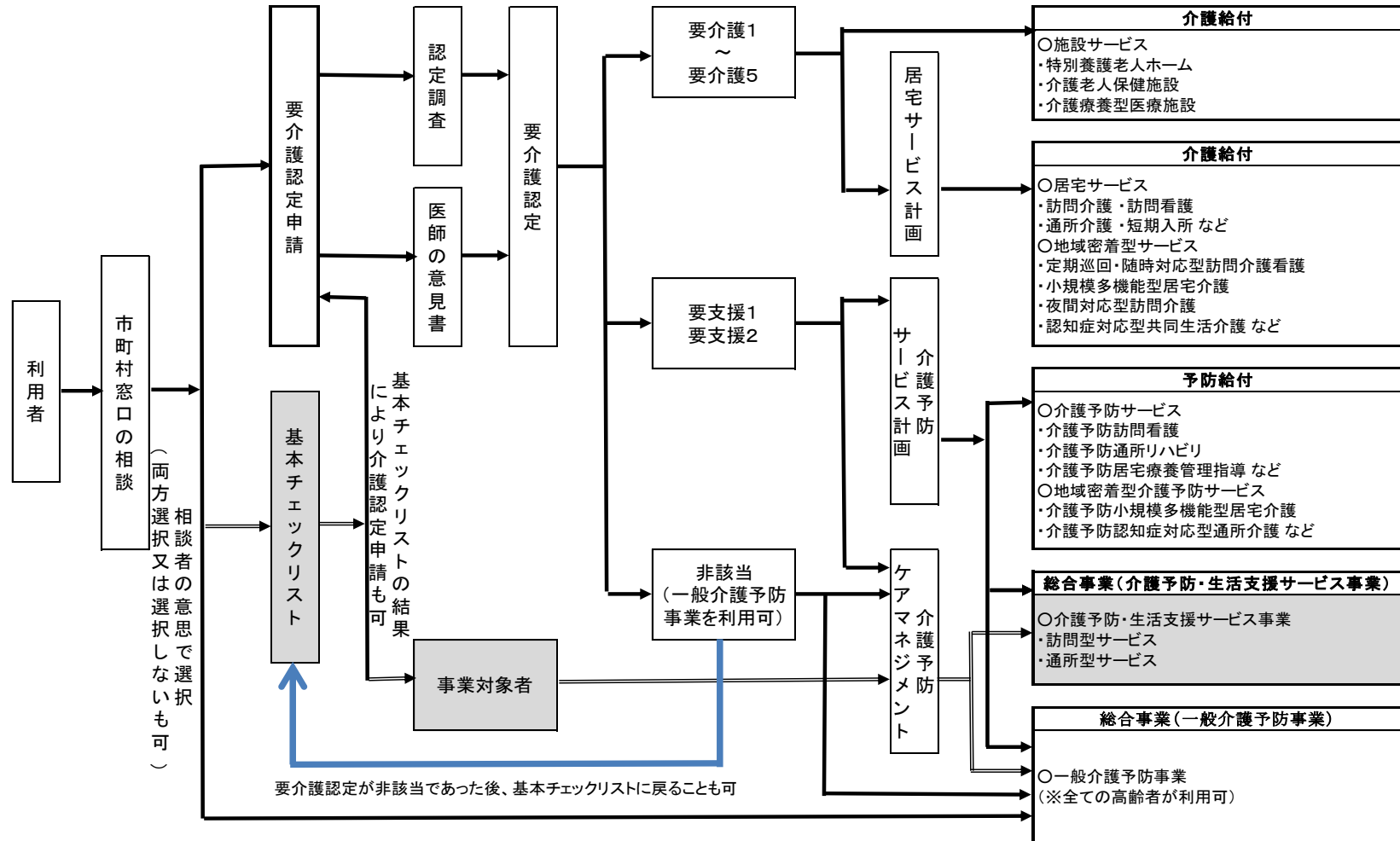
- みなし指定となっている事業所は、みなし指定期間の終了（平成30年3月31日）まで、加算等に関する届出内容に変更がない限り、改めて野田市に加算等に関する届出をする必要はありません。
 - 総合事業移行後、加算等に関する届出の内容に変更が生じた場合は、野田市に届出が必要になります。（保険給付に関する加算の変更は、変わらず千葉県に届出が必要です。）
- * 届出内容は、県への届出に準じますが、様式等は2月中に野田市ホームページ等にてお示しする予定です。

6 その他の留意点

基本チェックリストの利用

- 総合事業は、要支援1・2の認定を受けた方だけでなく、地域包括支援センターで基本チェックリストを利用して「事業対象者」と判定された方も、利用することができます。
- * 現在の介護予防給付利用者が総合事業に移行する時の手続きは、原則として基本チェックリストではなく、認定更新としたいと考えています。
- * 第2号被保険者が総合事業を利用する際は、基本チェックリストではなく、要介護・要支援認定申請を行うことにご注意ください。

基本チェックリスト利用の流れ



※ 基本チェックリストの利用の流れについては、現在検討を進めているところであり、決定したものではありません。

総合事業における基本チェックリスト

- 平成28年3月以降、要支援認定ではなく、基本チェックリストにより総合事業対象者となった方は、介護予防ケアマネジメントにより総合事業のみを利用できます。
- 基本チェックリストにより総合事業対象者となった方の支給限度額は、「要支援1」と同等とします。
- 基本チェックリストによる総合事業対象者の判定に、有効期間は設けません。
(必要に応じ、要介護認定申請をお勧めする場合があります。)

基本チェックリスト				得点		
No	質問項目	回答				
暮らしぶりその1	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
	2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
			No. 1～5の合計			
運動器関係	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がりますか	0. はい	1. いいえ		
	8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
			No. 6～10の合計			
栄養・口腔機能等の関係	11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ		
	12	身長(cm) 体重(kg) (*BMI 18.5未満なら該当) *BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))	1. はい	0. いいえ		
				No. 11～12の合計		
	13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ			
			No. 13～15の合計			
暮らしぶりその2	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
			No. 16～20の合計			
			No. 1～20の合計			
こころ	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		
			No. 21～25の合計			

ケアプランについて

○ これまで、要支援者のケアプラン作成は「介護予防サービス計画」という名称でしたが、今後「総合事業（第一号訪問事業、第一号通所事業）のみ」を利用している方のケアプラン作成は、「介護予防ケアマネジメント」という名称になります。

* 総合事業の「介護予防訪問介護相当サービス」または「介護予防通所介護相当サービス」を利用している場合、「訪問看護」や「福祉用具」等の介護予防給付サービスを併用している場合のケアプランは、「介護予防サービス計画」のまま変わりません。

種類	要支援1・2・事業 対象者（総合事 業のみ利用）	要支援1・2 （介護予防給付の み利用）	要支援1・2 （介護予防給付＋ 総合事業）
介護予防ケアマネジ メント（総合事業）	○	×	×
介護予防サービス 計画（予防給付）	×	○	○

今後の予定

平成27年12月28日 「平成28年2月29日に要支援の認定期間が
終了する方」に「総合事業実施のお知らせ（認
定更新勧奨通知に同封）」を発送

平成28年2月から 新規事業所の指定申請受付

平成28年2月16日（予定） 居宅介護支援事業者向け
第2回事業者説明会開催

平成28年3月1日 総合事業移行

* 必要に応じ、説明会等を追加する場合があります。